



基勞補発第0327004号
平成15年3月27日

都道府県労働局
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
(契印省略)

個人の申請に基づく柔道整復師等の受任者払の取扱いについて (一部改正)

個人の申請に基づく柔道整復師の受任者払の取扱いについては、平成3年7月8日付け補償課長事務連絡第23号「個人の申請に基づく柔道整復師等の受任者払の取扱いについて」(以下「23号事務連絡」という。)により取り扱っているところであるが、今般、平成15年3月27日付け基発第0327006号「労災保険業務機械処理事務手引(短期給付一元管理システム)の一部改正について」により労災保険業務機械処理事務手引(短期給付一元管理システム)が改正され、指名及び登録内容の変更に当たっては、「指定薬局・指名機関登録(変更)報告書」(診機様式第22号)を提出させることとなったことに伴い、その取扱いの一部を下記のとおり改め、平成15年4月1日より適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。

記

1 23号事務連絡を次に改める。

(1) 記の2の(1)の③を削除し、④を③に改める。

(2) 記の2の(2)中「別紙4」を「別紙3」に改める。

(3) 別紙1「柔道整復師の施術に係る療養(補償)給付たる療養の費用の受任者払の取

扱いに関する申出書」中「登録（変更）報告書」を削除する。

(4) 別紙2「確約書」中、記の6を次に改める。

「先に報告した事項に変更があったとき及び施術所を廃止したときは、速やかに「指定薬局・指名機関登録（変更）報告書」（診機様式第22号）を提出すること。」

(5) 「別紙3「指定・指名機関登録（変更）報告書」」を削除し、「別紙4「労災保険における受任者払について」」を「別紙3「労災保険における受任者払について」」に改める。